

春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用
用手順に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち共同利用型施設予約システム（以下「システム」という。）
による運動用施設の利用手順について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「利用者登録」とは、システムにより施設の利用手順を行う
ために市においてシステムに登録することをいう。

(施設)

第3条 システムにより利用手順を行うことができる運動用施設は、別表に掲げる施設
(以下「施設」という。)とする。

(利用者登録)

第4条 利用者登録の種類及び利用できる施設は、次の表のとおりとする。

利用者登録の種類	利用できる施設
グラウンド登録	グラウンド
朝宮公園野球場登録	朝宮公園野球場
朝宮公園陸上競技場登録	朝宮公園陸上競技場（春日井市朝宮公園条例（平成28年春日井市条例第55号）別表に定める専用利用に限る。）
朝宮公園多目的広場登録	朝宮公園多目的広場
朝宮公園多目的活動室登録 （朝宮公園フィットネススタジオ登録）	朝宮公園多目的活動室（以下「朝宮公園フィットネススタジオ」という。）
総合体育館競技場等登録	総合体育館競技場等
総合体育館会議室等登録	総合体育館会議室等

総合体育館運動広場登録	総合体育館運動広場
落合公園体育館登録	落合公園体育館
市民球場登録	市民球場
テニスコート登録	テニスコート

- 2 グラウンド登録をできるものは、市内に在住、在学又は在勤する者及びこれら9名以上の者で構成される団体とする。
- 3 朝宮公園野球場登録及び市民球場登録をできるものは、9名以上の者で構成される団体とする。
- 4 朝宮公園陸上競技場登録及び朝宮公園多目的広場登録をできるものは、9名以上の者で構成される団体（利用目的が陸上競技の場合にあっては、2名以上の者で構成される団体）とする。
- 5 総合体育館競技場等登録（フィットネスルームを除く。）、総合体育館会議室等登録（予備室のみを利用する場合に限る。）及び総合体育館運動広場登録をできるものは、競技種目により市長が必要と認める人数以上で構成される団体とする。
- 6 利用者登録をしようとする者（団体にあっては代表者。第8項において「申請者」という。）は、あいち共同利用型施設予約システム利用者登録申請書（別記様式）を市長（指定管理者が管理する施設にあっては、指定管理者。第5条第3項及び第9条を除き以下同じ。）に提出しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、口頭で行うことができるものとする。
- 8 申請者が前2項の規定による申請をするときは、次に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。
 - (1) 運転免許証、マイナンバーカードその他の申請者が本人であることを証する書類（申請者の写真が貼付されたものに限る。）
 - (2) 団体の集合写真（グラウンド登録、朝宮公園野球場登録、朝宮公園陸上競技場登録、朝宮公園多目的広場登録、総合体育館競技場等登録（フィットネスルームを除く。）、総合体育館会議室等登録（予備室のみを利用する場合に限る。）及び総合体育

館運動広場登録に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

9 市長は、第6項及び第7項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、利用者登録をするものとする。

(利用抽選)

第5条 利用者登録をされた者（以下「利用者登録者」という。）は、次の各号に掲げる
施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に、システムによる当該施設の利
用抽選に申し込むことができる。

(1) グラウンド及びテニスコート 施設を利用しようとする日の属する月の前月の初
日から同月7日までの間

(2) 朝宮公園野球場、朝宮公園多目的広場、落合公園体育館（会議室のみを利用する
場合に限る。）及び市民球場 施設を利用しようとする日の属する月の2月前の初日
から同月7日までの間

(3) 朝宮公園陸上競技場、朝宮公園フィットネススタジオ、総合体育館競技場等、総
合体育館会議室等、総合体育館運動広場及び落合公園体育館（前号に該当する場合
を除く。） 施設を利用しようとする日の属する月の3月前の初日から同月7日まで
の間

2 前項の申込みは、1の利用者登録者について1月当たり8件までとする。

3 市長は、毎月8日に抽選を行い、当該月の11日に各施設の利用者を決定するもの
とする。

(抽選による利用の制限)

第6条 各施設において、1の利用者登録者が抽選により1月当たりに施設を利用でき
る回数の限度は、次の表のとおりとする。

施設の種類	回数
-------	----

グラウンド、朝宮公園 陸上競技場及び朝宮公園 多目的広場	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （以下「日曜日等」という。）	各1回
	日曜日等以外の日	5回
朝宮公園野球場、朝宮公園 フィットネススタ ジオ、総合体育館競技 場等、総合体育館会議 室等及びテニスコート	8回（日曜日等にあつては、4回）	
総合体育館運動広場	3回（日曜日等にあつては、1回）	
落合公園体育館	8回	
市民球場	1回	

（利用申込み）

第7条 第5条第3項の規定により利用者が決定した後において、当該抽選に係る期間（以下「抽選期間」という。）において利用できる施設があるときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に、システムにより利用申込みをすることができる。

- (1) グラウンド、朝宮公園野球場、朝宮公園陸上競技場、朝宮公園多目的広場、朝宮公園フィットネススタジオ及び市民球場 抽選期間の属する月の11日から利用しようとする日の3日前まで
- (2) 総合体育館競技場等、総合体育館会議室等、総合体育館運動広場、落合公園体育館及びテニスコート 抽選期間の属する月の11日から利用しようとする日の前日まで

2 前項の規定による利用申込みがあつたときは、システムへの入力完了をもって、利用の決定があつたものとみなす。

（利用の取消し）

第8条 第5条第3項又は前条第2項の規定により利用の決定を受けた者がその利用の取消しをしようとするときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に、システムにより取消し手続を行わなければならない。

(1) グラウンド及びテニスコート 抽選期間の属する月の11日から当該利用日の3日前まで

(2) 朝宮公園野球場、朝宮公園陸上競技場、朝宮公園多目的広場、朝宮公園フィットネススタジオ、総合体育館競技場等、総合体育館会議室等、総合体育館運動広場、落合公園体育館及び市民球場 抽選期間の属する月の11日から当該利用日の30日前まで

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定は、令和5年4月1日以後に利用する施設の申請手続について適用し、同日前に利用する施設の申請手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この要綱（春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱第4条及び別記様式の改正規定を除く。）による改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定は、令和6年4月1日以後に利用する施設の利用手続について適用し、同日前に利用する施設の利用手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利用手続に関する要綱の規定は、令和6年4月1日以後に利用する施設の申請手続について適用する。

別表（第3条関係）

(1) グラウンド

施設名称	施設区分	利用区分
美濃町公園	グラウンド	午前・午後・夕方
松河戸グラウンド	少年野球グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第3グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
牛山運動広場	サッカーグラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	少年野球グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
中央公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
繁田公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
上田楽運動広場	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
熊野グラウンド	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第3グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
地蔵ヶ池公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
上条グラウンド	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
白山運動広場	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
篠木公園	グラウンド	午前・午後・夕方
高蔵寺運動広場	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
牛山公園	サッカーグラウンド	早朝・午前・午後・夕方
前高グラウンド	グラウンド	午前・午後・夕方
大池緑地	グラウンド	午前・午後・夕方

(2) 朝宮公園野球場

施設名称	施設区分	利用区分
朝宮公園野球場	野球場	午前・正午・午後1・午後2・ 夕方

(3) 朝宮公園陸上競技場

施設名称	施設区分	利用区分
朝宮公園陸上競技場	競技場（全面）	午前・正午・午後1・午後2・ 夕方・夜間
	人工芝（1／2 A面）	
	人工芝（1／2 B面）	

(4) 朝宮公園多目的広場

施設名称	施設区分	利用区分
朝宮公園多目的広場	多目的広場（全面）	午前・正午・午後1・午後2・ 夕方・夜間
	多目的広場（1／2 A面）	
	多目的広場（1／2 B面）	

(5) 朝宮公園フィットネススタジオ

施設名称	施設区分	利用区分
朝宮公園フィットネス スタジオ	フィットネススタジオ	1回1時間

(6) 総合体育館競技場等

施設名称	施設区分	利用区分
総合体育館競技場等	第1競技場（全面）	午前・午後・夜間
	第1競技場（1／3 A）	

	第1競技場（1／3B）	
	第1競技場（1／3C）	
	第2競技場（全面）	
	第2競技場（1／2A）	
	第2競技場（1／2B）	
	小ホール兼卓球場（全部）	
	小ホール兼卓球場（一部）	1回1時間
	柔道場	午前・午後・夜間
	剣道場	
	弓道場	
	フィットネスルーム	1回1時間

(7) 総合体育館会議室等

施設名称	施設区分	利用区分
総合体育館会議室等	大会議室	午前・午後・夜間
	中会議室	
	小会議室	
	第1役員室	
	第2役員室	
	予備室	

(8) 総合体育館運動広場

施設名称	施設区分	利用区分
総合体育館運動広場	運動広場	1回2時間

(9) 落合公園体育館

施設名称	施設区分	利用区分
落合公園体育館	競技場（全面）	午前・午後1・午後2・夜間
	競技場（1／2A）	
	競技場（1／2B）	
	第1・第2会議室	
	第1会議室	
	第2会議室	

(10) 市民球場

施設名称	施設区分	利用区分
市民球場	グラウンド	1回

(11) テニスコート

施設名称	施設区分	利用区分
高森山公園	テニスコート1～4	1回1面1時間
中央公民館	テニスコート1～8	
グリーンパレス春日井	テニスコート1、2	
朝宮公園	テニスコート1～8	

別記様式

あいち共同利用型施設予約システム利用者登録申請書

申請日 年 月 日

1	申請項目	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 利用施設追加 <input type="checkbox"/> 登録内容変更	
2	利用施設	<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 朝宮公園陸上競技場 <input type="checkbox"/> 落合公園体育館 <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> 朝宮公園多目的広場 <input type="checkbox"/> 総合体育館 <input type="checkbox"/> 朝宮公園野球場 <input type="checkbox"/> 朝宮公園フィットネススタジオ <input type="checkbox"/> 市民球場	
3	利用者ID		
4	フリガナ		
	登録団体名(チーム名) (団体の場合のみ記入)		
5	フリガナ		
	登録者氏名 (団体の場合は代表者氏名)		
6	登録者住所・電話番号 (団体の場合は代表者住所・電話番号)	〒 - TEL ()	
7	利用目的		
8	春日井市在住・在勤・在学者数	人	
※登録内容変更の場合に記入(変更後の内容を記入)	フリガナ		
	1	登録団体名(チーム名) (団体の場合のみ記入)	
	フリガナ		
	2	登録者氏名 (団体の場合は代表者氏名)	
	3	登録者住所・電話番号 (団体の場合は代表者住所・電話番号)	〒 - TEL ()
	フリガナ		
4	担当者氏名		
5	担当者住所・電話番号	〒 - TEL ()	
6	春日井市在住・在勤・在学者数	人	

※今回ご記入いただいた個人情報は「あいち共同利用型施設予約システム」の入力のために利用します。

受付施設記入欄

ID登録確認	施設許可設定	本人確認欄
		運転免許証・マイナンバーカード その他()

あいち共同利用型施設予約システム利用団体登録者名簿

グラウンド登録: 9名以上が「市内在住、在勤、在学者」であること。

朝宮公園野球場登録／市民球場登録: 9名以上であること。

朝宮公園陸上競技場登録: 9名以上(利用目的が陸上競技のときは2名以上)であること。

総合体育館競技場等登録(フィットネスルームを除く。)/総合体育館会議室等登録(予備室のみを利用する場合に限る。)/総合体育館運動広場登録: 競技種目により市長が必要と認める人数以上であること。

また、必ず代表者の方を最初に記入してください。

	氏名	年齢	住所(在勤、在学者は、勤務先又は学校名)	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

登録者全員が写った集合写真を添付すること。
【やむを得ない場合は、利用施設により最低限必要な人員
(利用施設がグラウンドの場合は「市内在住、在勤、在学者」)の写真を添付してください。】